計測自動制御学会制御部門賞規程

平成１２年１１月２７日制定
平成１５年　５月３０日改訂
平成１６年１１月２５日改訂
平成１８年１１月２４日改訂
平成１９年１１月２４日改訂
平成２０年１１月１６日改訂
平成２４年　７月　１日改訂
平成２５年　９月１２日改訂
平成２７年１２月１０日改訂
平成２８年１２月　９日改訂
令和　元年　９月１２日改訂
令和　７年　３月　５日改訂

（部門賞の設置）
第１条　（社）計測自動制御学会 制御部門に計測自動制御学会制御部門賞（以下「部門賞」という）を設ける．

（部門賞の目的）
第２条 部門賞は，本学会における活動を通じ『制御理論と制御技術』に顕著な業績を上げ，または，優れた研究発表を行った者に対し授与し，もって制御分野の活性化をはかることを目的とする．

（部門賞の種類）
第３条 部門賞は制御分野における研究発表・業績を対象とする賞であり，その内容により，次の６賞とする．

１．計測自動制御学会制御部門研究賞（以下「部門研究賞（木村賞）」という）
部門が関与する科学技術および産業の分野において，創造的な研究を通して，世界的に顕著な業績を挙げ，本学会の活動を含む制御界に大きな影響度を与えた論文の著者である学生・研究者・技術者個人に贈呈する．年度ごとに１名以内とする．

２．計測自動制御学会制御部門パイオニア賞（以下「部門パイオニア賞」という）
部門が関与する科学技術および産業の分野において，今後の発展に大きく寄与すると期待される新規性の高い研究業績をあげた若手の研究者・技術者個人に贈呈する．年度ごとに１名以内とする．

３．計測自動制御学会制御部門パイオニア技術賞（以下「部門パイオニア技術賞」という）
部門が関与する科学技術および産業の分野において，今後の発展に大きく寄与すると期待される高い技術業績をあげた研究者・技術者・団体に贈呈する．年度ごとに１件以内とする．

４．計測自動制御学会制御部門マルチシンポジウム賞（以下「部門マルチシンポジウム賞」という）
制御部門が主催する年次大会（以下「年次大会」という）において，部門が関与する科学技術および産業の分野における発展に寄与するところが大きく，かつ優れた研究発表を行った登壇者個人と連名者に贈呈する．ただし，年次大会ごとに基礎分野（制御理論等の基礎的研究）2 件以内，技術分野（産業分野等の技術開発・展開的研究）2 件以内とする．

５．計測自動制御学会制御部門奨励賞（以下「部門奨励賞」という）

部門が関与する科学技術および産業の分野において，今後の発展に大きく寄与すると期待される研究発表を行った新進の学生・研究者・技術者個人に贈呈する．ただし，年次大会ごとに基礎分野（制御理論等の基礎的研究）5 件以内，技術分野（産業分野等の技術開発・展開的研究）5 件以内とする．

６．計測自動制御学会制御部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞（以下「部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞」という）
部門が関与する科学技術および産業の分野に関する優れたポスター発表を行った学生・研究者・技術者個人に贈呈する．ただし，年次大会ごとに10件以内とする．

（受賞候補者の資格）
第４条 部門賞の受賞者は原則として計測自動制御学会会員（正会員，学生会員，または賛助会員の団体に属する者）とする．ただし，受賞対象となる業績は会員資格を有した期間のものに限定しない．

１．部門研究賞（木村賞）
受賞者は計測自動制御学会会員に限る．

２．部門パイオニア賞
推薦締め切り時点において 40 歳以下で，本会会誌または本会論文集に記事を掲載，もしくは，本会主催の講演会，部門主催の年次大会・シンポジウム・研究会のいずれかで発表を行った者とする．

３．部門パイオニア技術賞
本会会誌または本会論文集に記事を掲載，もしくは，本会主催の講演会，部門主催の年次大会・シンポジウム・研究会のいずれかで発表を行った研究者・技術者，または，その所属する団体とする．

４．部門マルチシンポジウム賞
部門の年次大会開催の前に予め候補論文としての登録を行った年次大会登壇者と連名者とする．また，過去において部門賞を受賞している場合は，同種の業績では無いことを要件とする．

５．部門奨励賞
部門主催の年次大会で登壇し研究発表を行った学生・研究者・技術者であり，開催年３月 31 日の時点で 35 歳以下の者とする．過去において部門奨励賞（旧「部門研究奨励賞」，「部門技術奨励賞」を含む）の受賞経験がある場合には，本賞を受賞することはできない．

６．部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞
部門主催の年次大会のポスター発表区分を満たす登録を行い研究発表（ポスター発表）を行った学生・研究者・技術者とする．

（部門賞候補者の推薦方法および審査方法）
第５条 部門学術委員会の指名による審査委員会が部門賞候補者の中から選考し，推薦理由を付して部門長に答申する．部門長は部門運営委員会の議を経て受賞者を決定し，部門協議会を経て理事会に報告する．

１．部門研究賞（木村賞）
本会会員または本会会員を１ 名含む複数名からの推薦に基づき，審査委員会が選考する．
審査資料として，推薦者は下記の資料を提出する．
　　i．世界的に著名な論文誌に掲載された論文１ 編
　　ii．研究の独創性，影響度についての記述を含む推薦状

２．部門パイオニア賞
本会会員による推薦（自薦を含む）に基づき，審査委員会が選考する．審査資料として，推薦された候補者は下記の資料を提出する．

i．受賞事由に関する一連の研究論文，発表論文リスト（他学会発表のものを含む）
ii．ｉの論文のうち，主要な論文，成果物の別刷り，あるいはそのコピー（５編以内）
iii．受賞事由に関する研究内容の要約（２０００字程度）
iv．研究業績リスト（受賞事由に関する研究以外の論文，発表論文などを含む）

３．部門パイオニア技術賞
本会会員による推薦（自薦を含む）に基づき，審査委員会が選考する．審査資料として，推薦された候補者は下記の資料を提出する．
i．受賞事由に関する一連の研究論文，発表論文リスト（他学会発表のものを含む）
ii．ｉの論文のうち，主要な論文，成果物の別刷り，あるいはそのコピー（５編以内，２～３編程度でも可）
iii．受賞事由に関する技術内容の要約（２０００字程度）

４．部門マルチシンポジウム賞
各応募論文の当該セッションの司会者ならびに聴講審査員１名以上が個別に第一次審査を行う．聴講審査員はセッション単位ごとに司会者が指名して依頼する．審査基準，審査用紙は学術委員会にて別途制定する．第一次審査結果を集計し，審査委員会メンバーが発表論文について評価し，最終審査・選考を行った上で学術委員会に報告する．尚、応募論文が多数の場合は，学術委員会が相当の数まで審査対象を絞ってもよい．

５．部門奨励賞
候補者の研究発表を聴講した本会会員による推薦に基づき，審査委員会が推薦理由と発表資料を読んで選考する．

６．部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞
各発表に対して審査員１名以上が個別に第一次審査を行う．審査員の選出，審査基準，審査用紙は学術委員会にて別途制定する．第一次審査結果を集計し，審査委員会メンバーが各ポスター発表について再度評価し，最終審査・選考を行った上で学術委員会に報告する．尚，対象件数が多数の場合は，学術委員会が相当の数まで審査対象を絞ってもよい．

（表彰）
第６条 表彰は，制御部門の年次大会にて制御部門長名で行い，受賞者に賞状と副賞あるいは賞状を贈呈する．

（経費）
第７条 部門研究賞（木村賞）を除く部門賞にかかわる一切の諸経費は，制御部門において負担する．
部門研究賞（木村賞）副賞は，部門研究賞（木村賞）積立資産により負担する．

（規程の改廃）
第８条 本規程の改廃は，計測自動制御学会制御部門運営委員会の議を経なければならない．

附 則
1. 原則として，受賞候補者になった者は審査委員会メンバーになることはできない．
2. この規程の施行は令和７年３月５日からとする．
3. 部門研究賞（木村賞）は，積立資産が設立されたときから授賞を開始し，積立資産がなくなった時点で授賞を終了するものとする．